

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政

令要綱

一 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の借入金現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を機構の資本金及び準備金の額の合計額の二倍に引き上げること。
(本則関係)

二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)